

徳島県特別支援学校の教育環境に関する検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 「徳島県特別支援学校の教育環境に関する検討会議」から徳島県教育委員会へ提出された提言書の内容を踏まえ、その着実な実現に向けて必要な施策及び具体的な取組を検討・協議し、もって本県の特別支援学校における教育環境の更なる充実を図るため、徳島県特別支援学校の教育環境に関する検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討及び協議を行う。

- (1) 施設整備と既存ストックの活用に関する事項
- (2) 人材の確保と教員の専門性を支える体制構築に関する事項
- (3) インクルーシブ教育の更なる深化に関する事項
- (4) センター的機能を軸とした、地域のダイバーシティ牽引に関する事項
- (5) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、特別支援教育課長をもって充てる。
- 3 委員は、徳島県教育委員会事務局及び徳島県立学校の教職員等をもって構成する。

(会長の職務)

第4条 会長は、委員会を総括する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(ワーキンググループ)

第6条 委員会は、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、特別支援教育課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は、令和8年8月1日から施行する。